

## 課税データの登録誤りについて

門真市は、市民の住民税の情報4,529件を、令和3年6月30日に自治体中間サーバー（以下、「中間サーバー」という。）へ登録した際、データ容量の超過により登録できていなかったことが、令和3年8月16日に判明しました。未登録期間に行政関係機関から中間サーバーへ照会されていた件数は1,569件で、門真市から各自治体等へ税情報の再照会などの対応をお願いし、順次対応いただきました。照会件数が1,241件と最も多かった日本年金機構では、年金生活者支援給付金の過払いが2名、未払いが1名、国民年金保険料の免除判定結果の変更が33名生じることとなりました。

### 自治体中間サーバーとは

自治体などの行政関係機関が税情報などの行政情報を照会できるようにデータを格納している、国と地方公共団体が共同で管理する法人が運用するサーバーです。行政関係機関は自治体中間サーバーを通じて対象者の税情報を照会することができます。

### 経過と原因

|           |  |
|-----------|--|
| 令和3年6月30日 | 門真市の税務システムから中間サーバーへデータを登録する際、データ容量の超過により登録できないことを知らせるエラーメッセージが表示されたが、担当者が見落とし、登録できていなかった。                    |
| 令和3年8月16日 | 他の自治体からの連絡により、登録できていなかったことが判明。   |
| 令和3年8月19日 | 改めてデータ登録作業を実施。<br>データ未登録期間（6月30日～8月19日）に情報照会をしていた28の行政関係機関に対して再照会などの対応をお願いした。<br>この後、各自治体等において再照会などの対応が行われた。 |
| 令和3年9月28日 | 税務システムの機能改善（データ容量の増加）を行った。   |
| 令和4年6月1日  | 日本年金機構から門真市へ、年金生活者支援給付金の支給判定が変更となる3名の情報が提供された。内訳は、過払いによる返還をお願いする2名（総額38,282円）、未払いにより新たに支給となる1名（41,006円）だった。  |
| 令和4年7月5日  | 門真市から上記3名へ、お詫びの文書を送付。  |
| 令和4年7月7日  | 日本年金機構から上記3名へ、通知を送付。   |
| 令和4年10月6日 | 日本年金機構から門真市へ、国民年金保険料の免除判定結果が変更となる33名の情報が提供された。（金額：0円から199,260円）  |

### 今後の対応

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 令和4年11月中旬 | 門真市から上記33名へ、お詫びの文書を送付予定。       |
|           | 日本年金機構から上記33名へ、免除区分変更の通知を送付予定。 |

### 今回公表に至った理由

今回の登録誤りについては、国の定めるインシデントレベル判定表ではレベル3に該当し、公表の基準とされていない（公表はレベル5のみ）こと、また、影響の範囲が不明であることから、公表については、影響範囲の確定を待つて行うこととし、各機関等への対応を進めてまいりました。本年10月になり、影

響範囲が確定したことから、事態の判明から公表まで、長期間を費やしたものの、今回公表するに至りました。

### **インシデントレベルとは**

国は、中間サーバーを含めた情報提供ネットワークシステムの運用規定を定めています。この運用規定において、中間サーバーを運用するにあたり、異常事象（インシデント）が発生した場合に、その状況をレベル1～5に分類し、対応基準を定めています。

### **課税課長コメント**

データ登録ができていなかった方々並びに日本年金機構をはじめ各行政関係機関に多大なご迷惑をおかけしたこと、税務行政の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。また、今回の事態が判明して以降、公表までに長期間を費やしたこと、影響のあった方々にご報告できていなかったことに対し、重ねてお詫び申し上げます。今後につきましては、事務執行において複数の職員による確認を行うなど、再発防止に努めるとともに、公表時期につきましても留意してまいります。